労働大臣の指定する医薬品の医薬品、医療機器等の品質、 一部を改正する件 有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生

○厚生労働省告示第十五号

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号)

第四十九条第一項の規定に基づき、 医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律第

四十九条第一 項の規定に基づき厚生労働大臣 の指定する医薬品 (平成十七年厚生労働省告示第二十四号) (T)

部を次の表のように改正する。

令和六年一月十八日

厚生労働大臣 武見 敬三

(略) (略)	5 5 は、 5 ダ (564) 、 ニ 次 こ に	剤を除く。)。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっ類を有効成分として含有する製剤(前各号に掲げるもの及び殺そ八、次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩・一〜七 (略)	ている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないも次に掲げる医薬品(専ら疾病の診断に使用されることが目的とさ改 正後 正後
九 (1209) (575) (56 (575)) (575	新 5 は、 3 次 ( ) 次 ( )	剤を除く。)。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっ類を有効成分として含有する製剤(前各号に掲げるもの及び殺そ八 次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩ー〜七 (略)	て次にいた

(傍線部分は改正部分)